

ウィズ・ユー

あなたとともに

No. 35

2023. March



上里町男女共同参画推進センター
シンボルマーク

目次

- 男性の育児休業 ～育休の制度が変わりました～ P 2
- 「上里町男女共同参画人材バンク」に登録しませんか P 3
- 事業報告 P 3
- 相談窓口のご案内 / アウェアネスリボン ほか P 4

ウィズ・ユーとは県立の「With Youさいたま」とパートナーシップを持つ意味であり「あなたとともに」という意味です。

「ひまわりを咲かせてウクライナを応援」

ウクライナが平和になる願いを込めて、ウクライナの国花「ひまわり」と町の花「サルビア」をセンター入口に植えました。



男性の育児休業 〜育休の制度が変わりました〜

1991年に成立、1992年に施行された育児休業法は、労働者が仕事と育児、介護を両立できるように支援するための法律として1995年に「育児・介護休業法」に改正されました。

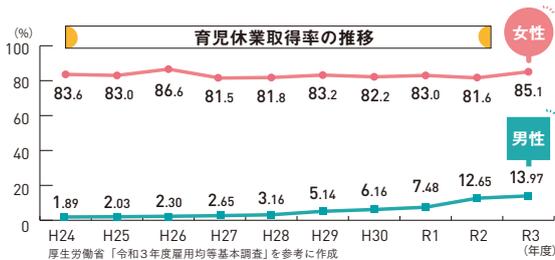
育児休業法施行当時から男女とも育児休業を取得することができましたが、施行後30年が経過した現在、男性の育児休業取得率は年々上昇してはいるものの、令和3年度で13・97%と、女性（85・1%）に比べて大きな差があります。

また、男性の育児休業期間は女性に比べて短く、2020年4月1日から2021年3月31日までの1年間に育児休業を終了し、復職した女性の育児休業期間は「1年〜1年6カ月未満」が34・0%と最も高く、男性は「5日〜2週間未満」が26・5%と

最も高くなっています。さらに、育児休業の平均取得期間は、男性（正社員）は106・9日、女性（正社員）は319・4日で、男女で200日以上との差があるとの報告もあります。

こうした背景には、男女の性別役割分担意識の考えが関わっています。少子高齢化が進む中で、出産や育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できる社会を実現するため、社会全体で男性の育児休業取得を促進することが求められます。

そこで、2021年6月に改正し、2022年4月より段階的に施行される育児・介護休業法では、男性の育児休業取得促進のための制度が盛り込まれ、ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方の実現を

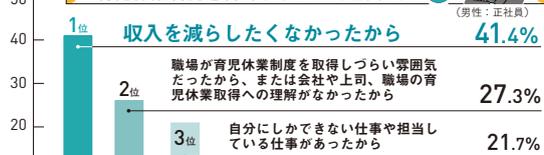


育児休業制度の平均取得期間

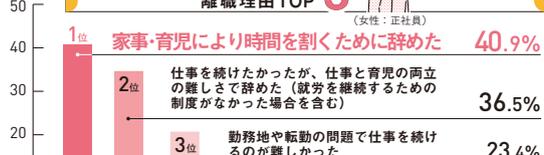


厚生労働省委託事業「令和2年度仕事と育児等の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書」より作成

育児休業制度を利用しなかった理由TOP 3



離職理由TOP 3



改正の内容は以下の5つです。

▼ 2022年4月施行(全企業対象)

- ①育児休業を取得しやすい雇用環境の整備及び妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務化
- ②有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

▼ 2022年10月施行(全企業対象)

- ③出生時育児休業(通称「産後パパ育休」)の創設
- ④育児休業の分割取得

▼ 2023年4月施行(従業員1,000人以上の企業)

- ⑤育児休業取得状況の公表の義務化

目指す制度になっていきます。さらに、育児休業の平均取得期間は、男性（正社員）は106・9日、女性（正社員）は319・4日で、男女で200日以上との差があるとの報告もあります。

こうした背景には、男女の性別役割分担意識の考えが関わっています。少子高齢化が進む中で、出産や育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できる社会を実現するため、社会全体で男性の育児休業取得を促進することが求められます。



「産後パパ育休」や「育児休業の分割取得」を利用することで、夫婦で育児の喜びや悩みを共有したり、子どもとの貴重な時間を過ごすことができます。

男性が育児休業を取得しやすい環境づくりが進んでいます。制度の活用を考えてみてはいかがでしょうか。

「上里町男女共同参画人材バンク」に登録しませんか

社会のあらゆる分野における活動に関心をもつ方に「上里町男女共同参画人材バンク」に登録していただくことにより、審議会等への積極的登用を図り、男女共同参画社会の推進に寄与することを目的としています。

人材バンクに登録し、町の政策・方針決定過程へ参画してみませんか。

●登録できる方

本町に在住又は在勤する満18歳以上の方のうち、次のいずれにも該当する方

- ・町政に関心があり、地域づくり又はまちづくりに熱意をもって貢献できる方
- ・政治活動、宗教活動又は営利活動のため、人材バンクを活用する方でないこと
- ・本町の一般職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。）、常勤の特別職の職員及び議会の議員でないこと

●登録方法

上里町男女共同参画推進センターで受け付けております。
詳細はお問い合わせください。



事業報告

男女共同参画啓発事業

◆男女共同参画パネル展

「わたしたちの声をもっと社会へ」

6月23日(木)～6月29日(水) 展示
女性が参政権を獲得してから70年を経た現在でも政治分野での男女の差は大きなままです。働き方・子育て・介護・防災など、日々の暮らしは政治に直結しています。課題解決のためには、女性をはじめ、多様な人々の視点が必要です。そこで、政治に関心を持っていただく機会として、「わたしたちの声をもっと社会へ」と題し、パネル展を開催しました。

◆男女共同参画講演会

「家族の絆を深める子育て」

「苦境に負けな『my sweet home』」

7月16日(土) 開催
歌手の木山裕策氏をお迎えして男女共同参画講演会を開催しました。「自身の子育てや病気の経験を交えながら夫婦ともに子育てに参加することの大切さやワーク・ライフ・バランスの考え方などについてお話いただきました。参加者からは「子育ての参考になった」「経験に基づく内容で理解しやすかった」といった感想が寄せられました。

◆人権・男女共同参画講座

「性的マイノリティの現状と課題」

「誰もがあらままで暮らしていける上里町へ」

8月17日(水) 開催
町では、令和4年4月より「パートナーシップ宣誓制度」を導入したことに伴い、多様な性のあり方について理解を深めるため講座を開催しました。レインボーさいたまの会代表の加藤岳氏を講師にお迎えしてLGBTQの基礎的な知識や性的マイノリティに対する差別や偏見の事例をはじめ、行政に求めること等についてお話いただきました。

◆男女共同参画講座

「楽しく元気に暮らすための今日から始める終活・エンディングノート」

10月3日(月) 開催

人生100年代を自分らしく生きるために、終活・エンディングノートについての講座を開催しました。相続や葬儀・お墓の問題、身の回りの整理など終活についてのことやお薬手帳を使ったエンディングノートの活用法についてお話しいただきました。

参加者からは「具体的に考えていなかったため、きっかけをもらえた」「まだまだと思っていたが、今から思いついたことを少しずつでも書きとめ、家族にもわかるようにしておきたいと思うようになった」といった感想が寄せられました。



講師 特定非営利活動法人エンディングノート普及協会 赤川 なおみ 氏

DV防止啓発事業

◆パープルリボンキャンペーン

埼玉県では、女性に対する暴力をなくす運動として、タペストリーを完成させるキャンペーンを展開しています。令和4年度は、県内30市町を巡回しました。上里町もこのキャンペーンに参加し、DV防止に係る啓発活動を行いました。

9月26日(月)～9月28日(水) 上里町役場 町民ホール
9月29日(木)～10月3日(月) 上里町男女共同参画推進センター

◆パープルライトアップ

パープルライトアップには、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して「ひとりでは悩まず、まずは相談してください」というメッセージが込められています。

上里町男女共同参画推進センターでは、11月12日から11月25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせてパープルライトアップを実施しました。

相談窓口のご案内

～ ひとりで悩まず ご相談ください ～

相談窓口	相談時間等	問合せ先
上里町男女共同参画推進センター	上里町女性総合相談 ※ 予約が必要です 【女性相談員による悩みごと相談】 ● 第2・4水曜日 ● 13:00～16:00 電話相談可 【女性弁護士による法律相談】 令和6年 ● 4/19(水)、6/21(水)、10/18(水)、2/21(水) ● 10:00～11:30	上里町男女共同参画推進センター (ウィズ・ユー上里) ● Tel. 0495-35-1357 ● 8:30～17:15 (土日・祝日・年末年始を除く)
埼玉県男女共同参画推進センター	月～土 10:00～20:30 (祝日、第3木曜日、年末年始を除く)	埼玉県男女共同参画推進センター (With You さいたま) ● Tel. 048-600-3800

上里町男女共同参画推進センターでは、
 図書の貸し出しを行っています。
 新着図書をご紹介しますので、ご利用ください。

マチズモを削り取れ

武田 砂鉄 著
 集英社 発行

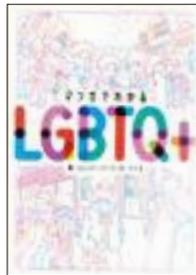
ジェンダーギャップ指数、先進
 国で最下位の日本。日常の至と
 ころにあるマチズモ(男性優位主義)の実態を著者が取
 材・徹底検証します。



マンガでわかる LGBTQ+

パレットーク 著 ケイカ 漫画
 講談社 発行

LGBTQ+の基本や多様な性のあ
 り方、男らしさ・女らしさなどに
 ついてマンガを読みながら学べる1冊。各章には解説やFAQもあ
 り、LGBTQ+について知りたい人、もっと学びたい人に。



アウェアネスリボン

啓発活動や支援の意思を示すために身につけるリ
 ボンを「アウェアネスリボン」といいます。欧米が
 起源と言われていますが、最近では日本でも様々な
 色のリボンを目にするようになりました。

そこで今回は、上里町男女共同参画推進センター
 で配布しているリボンについてご紹介します。

シトラスリボン

新型コロナウイルス感染症
 に関する差別や偏見の防止を
 目的とする「シトラスリボン
 プロジェクト」のシンボル。
 リボンの3つの輪は「地域」
 「家庭」「職場(学校)」を表し
 ています。



Wリボン

DVと児童虐待が密接に関
 連していることから女性に対
 するあらゆる暴力の根絶のシ
 ンボルである「パープルリボ
 ン」と児童虐待防止のシンボ
 ルである「オレンジリボン」
 を組み合わせています。



編集・発行

上里町男女共同参画推進センター (ウィズ・ユー上里)
 〒369-0306 埼玉県児玉郡上里町大字七本木393番地
 TEL 0495-35-1357
 FAX 0495-34-2523

[上里町ホームページ]

<http://www.town.kamisato.saitama.jp/>

